

No.	団体名等	人員参集基準 ※最大人数が参集する基準	参集場所	参集人数 ※災害活動を行う人数	医療救護活動内容の概要(発災から72時間以内)	活動連携先
	春日井市	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	①市役所(災害対策本部) ②防災拠点9か所(災害支援本部) ③施設配備態勢	①649人(消防本部を除く) ②583人 ③487人(市民病院を除く)	①市役所(災害対策本部)参集職員のうち、救護福祉部救護班68名が次の活動を行う。 ・救護所開設(休日・平日夜間急病診療所、防災拠点9か所) ・三師会へ医療救護要請 ・救護所巡回・ニーズ調査 ②防災拠点9か所(災害支援本部)の各参集者は、医師、看護師、薬剤師等は三師会の医療救護人員の応援を受け、救護所の管理運営を行う。	①春日井市医師会(連携協定) ②春日井市歯科医師会(連携協定) ③春日井市薬剤師会(連携協定) ④市内救護所(休日・平日夜間急病診療所、防災拠点9か所等) ⑤春日井保健所 ⑥尾張北部圏域保健医療調整会議
1	春日井市医師会	春日井市から「災害医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣の要請があった場合	春日井市が設置する救護所(防災拠点9か所、休日・平日夜間急病診療所など)	自宅、自院から近い救護所の参集アンケート実施結果 各救護所3～24人(110人回答あり)	「災害医療救護に関する協定書」第4条に規定する医療救護班の業務 ①傷病者に対する診断と応急処置 ②傷病者の後方医療機関への転送の要否と転送順位の決定 ③助産 ④死亡の確認と検案 ⑤死体の処置	①春日井市(連携協定) ②春日井市歯科医師会 ③春日井市薬剤師会 ④市内救護所(休日・平日夜間急病診療所、防災拠点9か所等) ⑤尾張北部圏域保健医療調整会議
2	春日井市歯科医師会	春日井市から「災害歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣の要請があった場合	春日井市が設置する救護所(防災拠点9か所、休日・平日夜間急病診療所など)	被災状況に応じて出動可能人数を調整	「災害歯科医療救護に関する協定書」第4条に規定する医療救護班の業務 ①傷病者に対する診断と応急処置 ②傷病者の後方医療機関への転送の要否と転送順位の決定 ③遺体の検案	①春日井市(連携協定) ②春日井市医師会 ③春日井市薬剤師会 ④市内救護所(防災拠点9か所等) ⑤尾張北部圏域保健医療調整会議
3	春日井市薬剤師会	春日井市から「災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書」に基づく協力要請があった場合	①春日井市が設置する救護所(防災拠点9か所、休日・平日夜間急病診療所など) ②医薬品等供給拠点(総合保健医療センター、保健センター)	144薬局	「災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書」第2条及び第5条に規定する協力 ①物資の供給 ②医療救護 ③医薬品供給拠点等における医薬品等の仕分け ④物資の運搬 ⑤薬剤師の輸送	①春日井市(連携協定) ②春日井市医師会 ③春日井市歯科医師会 ④市内救護所(防災拠点9か所等) ⑤尾張北部圏域保健医療調整会議
4	東海記念病院	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	病院	平日夜間:17名 ⇒12時間後は82名 休日:20名 ⇒12時間後は82名	病院、災害対策本部の参集職員にて災害情報統括、診療統括、災害初期統括、職員統括、入院調整統括、診療支援統括、医療安全統括、情報連絡班などにて各役割を担当する。	

No.	団体名等	人員参集基準 ※最大人数が参集する基準	参集場所	参集人数 ※災害活動を行う人数	医療救護活動内容の概要(発災から72時間以内)	活動連携先
5	名古屋徳洲会総合病院	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	当院	当日に勤務者と参集状況により異なる。	災害対策マニュアルに基づき活動	災害対策本部
6	春日井市休日・平日夜間急病診療所	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	総合保健医療センター	13人	①市民病院と連携し、傷病者のトリアージを行う。 ②軽症者について、春日井市が休日・平日夜間急病診療所に開設した救護所において、医師会の医療救護班の応援を受け対応する。	①春日井市医師会 ②春日井市歯科医師会 ③春日井市薬剤師会 ④春日井市民病院
7	春日井保健所	震度5強以上の地震の発生	春日井保健所	春日井保健所職員等	①被災状況、医療機関の状況等の把握 ②医療ニーズの把握 ③医療チームの受入、医薬品等の調達等の調整等	①医療機関 ②医師会、歯科医師会、薬剤師会 ③市町 ④消防等
8	春日井市民病院	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	春日井市民病院	①医師・歯科医師 137人 ②看護職員 573人 ③技術・薬剤局 181人 ④事務局 41人	①トリアージの実施と重・中等症患者への対応 ②院内患者の診療と重症患者の受入 ③薬剤・医療材料の調達 ④転搬送計画管理	①春日井市薬剤師会 ②春日井市休日・平日夜間急病診療所
9	春日井市消防本部	春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合	勤務公署	309人	①地域防災計画で定める救護福祉部若しくは医師会の医療救護班等により、救護所設置がされるまでの間、応急的に消防署敷地内に仮救護所を設置。 ②救急出場 ③震度6弱以上を観測した場合は、火災対応活動に重点を置き活動(春日井市震災対応消防計画に定める)	①春日井市医師会 ②春日井市民病院 ③市内受入れ可能医療機関調査 ③広域災害救急医療情報システム(EMIS)を介し、県内の受入れ医療機関を調査